



新設法人説明会(償却資産)

港都税事務所 固定資産評価課 償却資産班

償却資産とは

固定資産税の課税対象資産の1つ

- ① 土地及び家屋以外の資産
- ② 事業の用に供する（使用or使用可能な状況）
- ③ 減価償却している資産

資産をお持ちの方は

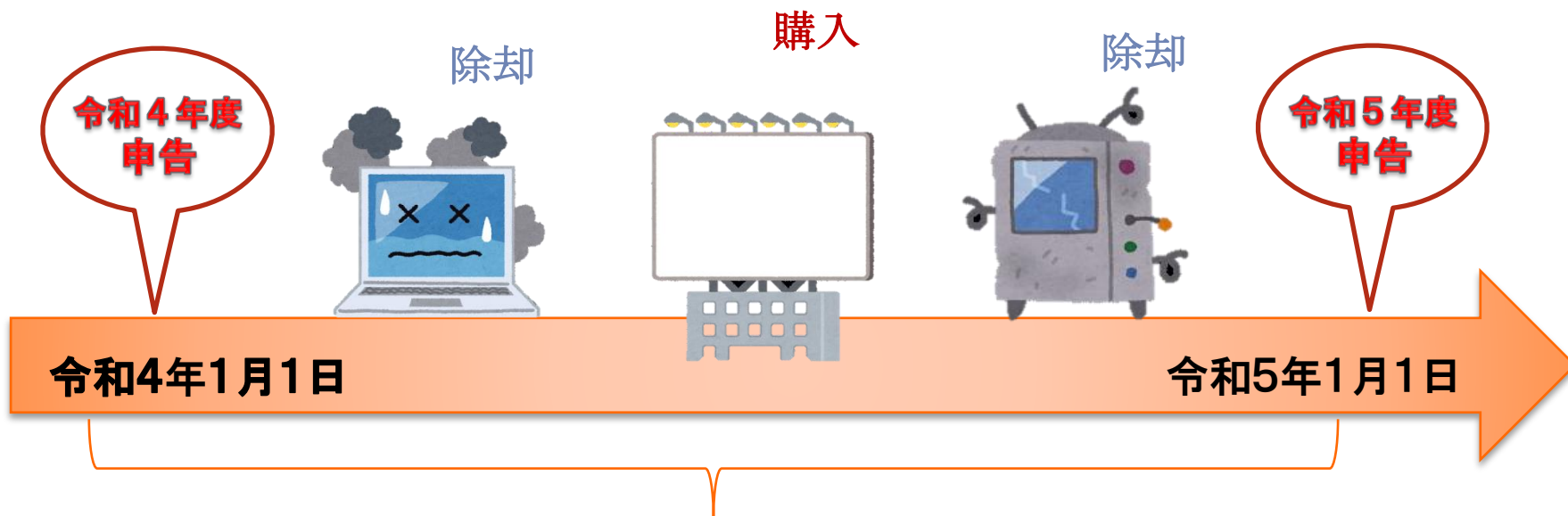


**資産が所在する区にある都税事務所に
申告する必要があります！**



償却資産申告の流れ

令和5年度の場合



1年間の資産の増減を申告

※申告期限は例年1月末日です

業種別の償却資産

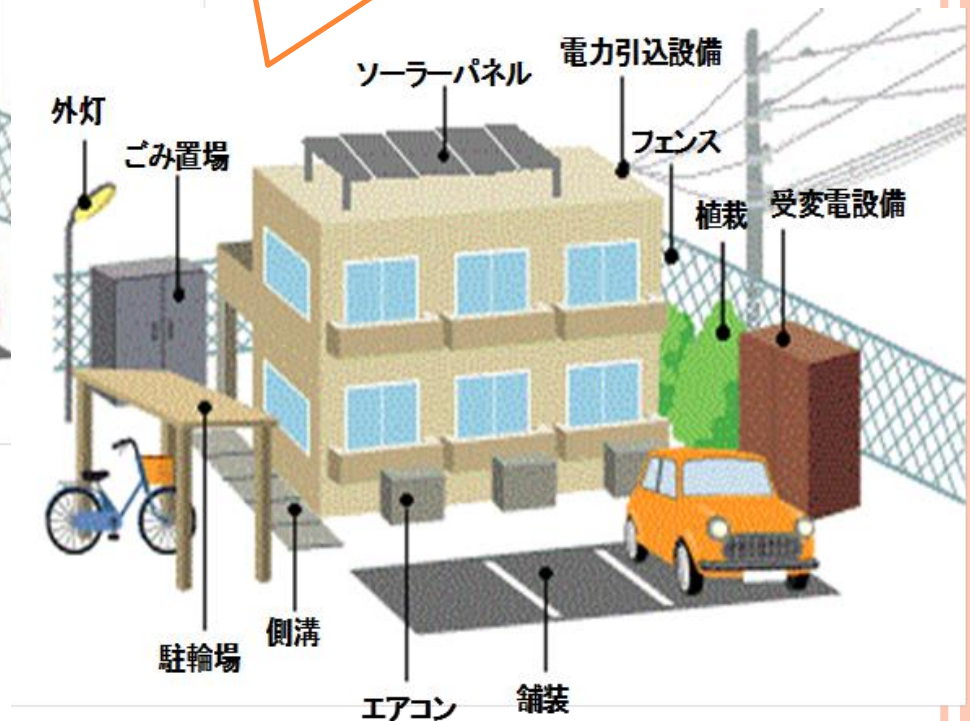
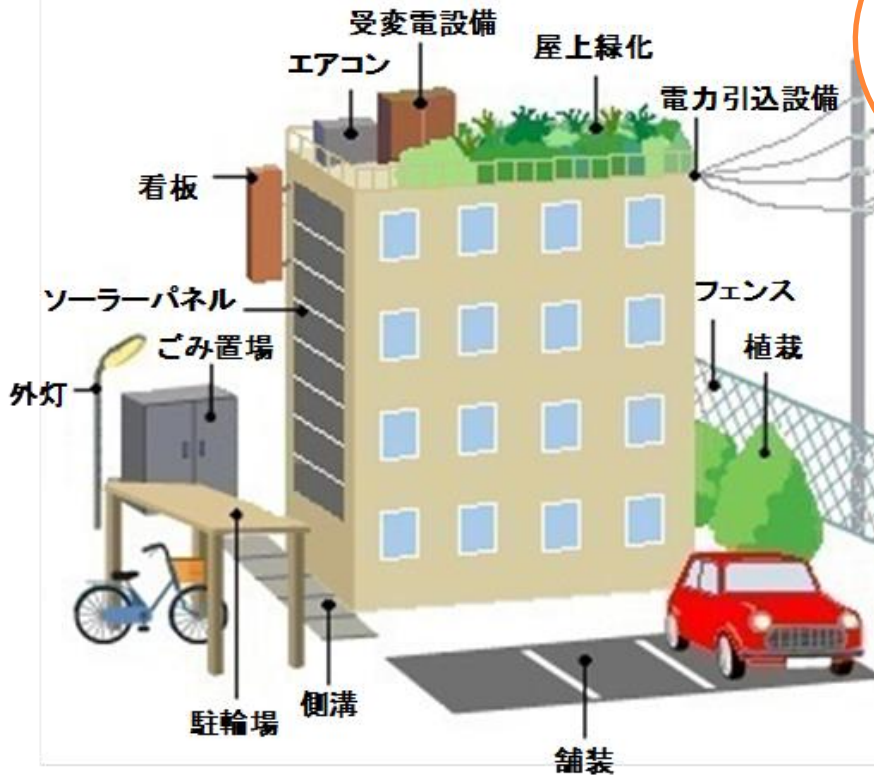
テナントの場合、内装工事も申告対象です！

飲食業・小売業	理容・美容業	医(歯)業	事務所(テナント)
			
<p>厨房設備・冷凍冷蔵庫 レジ・POSシステム テーブル・椅子 陳列棚・陳列ケース 看板 内装・内部造作等 (テナントの場合)</p>	<p>理容・美容椅子 洗面設備 消毒殺菌機 サインポール 内装・内部造作等 (テナントの場合)</p>	<p>医療機器 パソコン ベット・ソファー 衝立 看板 内装・内部造作等 (テナントの場合)</p>	<p>内装・内部造作 パーテーション LAN設備 看板 パソコン 応接セット キャビネット</p>

※「固定資産税(償却資産)申告の手引き」P.23もご参照ください。

不動産賃貸業

家屋に見えますが
償却資産申告対象
です！



償却資産申告方法

① 申告書を入手する（方法は3種類あります）

- ・電話連絡し、申告書を送付依頼
- ・償却資産班窓口へ
- ・東京都主税局ホームページよりダウンロード
（『東京都主税局 償却資産申告書』で検索してください。）

※インターネット(eLTAX)による電子申告もご利用いただけます

② 申告書を作成する（次に詳しく説明します）

<用意するもの>

- ・償却資産申告書、種類別明細書
- ・固定資産台帳

③ 申告書を提出（郵送、窓口、電子申告）●

償却資産申告書の作成方法

固定資産減価償却内訳明細書

(令和3年10月1日～令和4年9月30日)

資産名称	取得年月	取得価額	耐用年数	当期償却額	償却累計額
内装工事	令和4年4月	2,000,000	15	*****	*****
冷蔵庫	令和4年8月	350,000	6	*****	*****
パソコン	令和4年4月	250,000	4	*****	*****
音響機器	令和4年2月	600,000	5	*****	*****

書き写す

所有者の氏名又は名称		令和5年度										枚のうち		枚目			
法人名		種類別明細書(増加資産・全資産用)										コード		CD		一連番(口号)	
行番号	資産コード	種類	資産の名称	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	減価残存額	※課税標準の特例		※課税標準額		増加事由	摘要
					年	月	日					率	額	率	額		
01		1	内装工事	1	5	4	4	2000000	15							1・2 3・4	
02		6	冷蔵庫	1	5	4	8	350000	6							1・2 3・4	
03		6	パソコン	1	5	4	4	250000	4							1・2 3・4	
04		6	音響機器	1	5	4	2	600000	5							1・2 3・4	
05																1・2 3・4	
06																1・2 3・4	

記入不要

※取得価額10万円未満で消耗品として計上している資産、20万円未満かつ3年で一括償却している資産は申告対象外です。

お問い合わせ先

港都税事務所 固定資産評価課 償却資産班

電話 03-5549-3814(班直通)

住所 〒106-8560

港区麻布台3-5-6

(郵送物は償却資産班宛と記載お願いいたします)

最寄駅 麻布十番駅(大江戸線、南北線)

神谷町駅(日比谷線)

六本木一丁目駅(南北線)

それぞれ10分程度歩きます

(ロシア大使館の横です)

